

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
8 月 17 日
(金曜日)

目 次

○告示

保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）

○公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正



山口県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字仏木一八二二・一八二〇・一八二二・一八二二の一・一八二二の

二・一八二三・一八二六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）



山口県公安委員会告示第三十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月十七日

山口県公安委員会

表山口県下関警察署の部唐戸警察官連絡所の項及び同表山口県長府警察署の部安養寺警察官連絡所の項を削る。

平成三十年八月十七日
印刷發行

發行人所

山口県知事